

通所介護センター 彩風の杜なは

1. 【基本方針】

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、当該施設に通い、必要な日常生活上の介助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2. 【基本姿勢】

- (1) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めます。
- (2) 介助者としての立場を自覚し、利用者の主体性、個性を重んじる
- (3) 利用者が快適で豊かに生活が送れるようにサービスの提供を行う
- (4) 質の高い介護、リハビリを提供することにより身体機能及び生活機能向上に努めます。
- (5) 常に向上心をもって、介護技術の研鑽に努めます。
- (6) 高齢者虐待の防止、擁護者に対する支援等に関する施策を促進し、利用者の権利利益の擁護に努める

3. 【事業内容】

通所介護事業の規定に基づいて、介護支援専門員の居宅サービス計画書に基づき通所介護サービス計画書を作成し、食事や入浴等の介護支援、日常生活の援助を提供する。また身体能力、日常生活動作の維持向上を目指す。機能訓練については個別機能訓練加算Ⅰを算定し専門職による個別機能訓練計画書の作成計画の中で物理療法・可動域訓練等を行う。日常生活機能の維持・向上を行うに当りスポーツレク・上下肢の運動・嚙下体操等の心身等の状況に応じて身体機能の維持・向上を図る

日中活動では、手工芸、音楽療法、カラオケを実施し、生産活動として手工芸、園芸、工作を通して利用者の社会参加を促進する。社会適応訓練として、園外活動、地域行事等に参加すると共に利用者の個々のニーズを確認しながらADL、QOL向上に努める

4. 【事業理念】

『明朗…笑顔を忘れず、協調…心合わせて、活発…いきいきと励む。』
利用者に満足いただける生活を提供するため、サービス従業者は「笑顔」「尊敬の心」「感謝の心」を忘れずに利用者とのふれあいを大切にし、心からのサービスを提供する。サービス従業者の技術面は勿論の事、人格、人柄が最も重要である。定期的に利用者の処遇会議や研修等を行い、サービス従業者の

質の向上に努める。また、家族、市町村、福祉事務所、医療機関、各サービス事業所等との連携を密にし、介護を必要な利用者への提供、ご家族の介護負担軽減ができるよう事業展開する。

5. 【行 事 計 画】

月	行事内容	月	行事内容
4月	クッキング教室、誕生会	10月	運動会
5月	母の日 誕生会	11月	誕生会
6月	父の日、誕生会	12月	クリスマス忘年会、誕生会
7月	七夕会 合同彩風フェスタ	1月	初詣 桜見学
8月	誕生会 クッキング教室	2月	生年祝い バレンタインデークッキング
9月	敬老会 誕生会	3月	誕生会 ホワイトデークッキング

※諸感染状況を見てドライブ等、野外活動実施。

6. 【日 中 活 動 計 画】

	午前	午後
月曜日	バイタル測定、入浴、趣味活動、ラジオ・リズム体操・嚙下体操	個別機能訓練、入浴、カラオケ、手工芸
火曜日	バイタル測定、入浴、趣味活動、ラジオ・リズム体操・嚙下体操	個別機能訓練、入浴、カラオケ、手工芸
水曜日	バイタル測定、入浴、趣味活動、ラジオ・リズム体操・嚙下体操	個別機能訓練、入浴、カラオケ、手工芸
木曜日	バイタル測定、入浴、趣味活動、ラジオ・リズム体操・嚙下体操	個別機能訓練、入浴、カラオケ、手工芸
金曜日	バイタル測定、入浴、趣味活動、ラジオ・リズム体操・嚙下体操	個別機能訓練、入浴、カラオケ、手工芸
土曜日	バイタル測定、入浴、趣味活動、ラジオ・リズム体操・嚙下体操	個別機能訓練、入浴、カラオケ、手工芸

7. 【看護・保険衛生】

- (1) 新型コロナウイルス感染症、風邪や諸感染の予防に努める。
- (2) 主治医、医療機関、家族と連携を図り健康管理に努める
- (3) 利用者の身体の清潔保持、口腔衛生、に努める
- (4) 毎月体重測定を行い、栄養管理に努める
- (5) 日光消毒、害虫駆除、危険物排除、事故防止等安全管理に努める

8. 【機能訓練】

- (1) 専門職による機能訓練計画書の作成
- (2) 心身の状況に応じて、身体機能及び生活機能向上
- (3) 利用者の活動性を高め社会的孤立感の解消
- (4) 家族の身体的・心理的負担の軽減

9. 【環境美化整備】

- (1) 利用者の生活環境条件を整備する
- (2) 施設周辺の美化
- (3) 送迎車輛の清掃及び整備

10. 【地域交流】

地域行事への参加、近隣保育園、ボランティア等の受け入れ、関係機関や施設行事への参加を積極的に推進する事により、交流と理解を深める事で人物的資源の総合活用を促進する

11. 【法人全体の勉強会】

①	全体職務会議 令和4年度事業説明会	②	虐待防止法について
③	心肺蘇生法・救急時の対応	④	権利擁護について

12. 【事業所内研修】

5月	感染症について	7月	介護技術・オムツの当て方
9月	口腔ケアについて	11月	虐待防止・身体拘束
1月	認知症について	3月	虐待防止法について

13. 【諸 会 議】

円滑な事業運営を図る為諸会議を行う

- ① 運営会議 ②全体職務会議 ③給食会議 ④責任者会議 ⑤担当者会議
- ⑥感染対策会議 ⑦事故対策会議

14. 【安全管理計画及び非常災害対策】

利用者の命を守り、安全で健康的な生活が送れるよう生活環境の安全管理に努めると共に、各種設備機器の充実を図り事故防止に対する職員意識の高揚と利用者に対して安全対策の意識付けを図る。

	事業項目	説明事項
非常災害対策	1、総合防災訓練	自衛消防隊組織による通報、消 化、避難誘導の総合訓練を消防署
	2、避難訓練	との連携により 年2回 災害において利用者が安全に避難
	3、救急法講習会	誘導を行う訓練（機器取り扱い・ 人員確認）年2回 消防署との連携により救急蘇生法 の講習に参加させ職員の救急対応 に順応させる

15. 【家族との関連】

- (1) 利用者が事業所で安定した通所生活を送れるよう、家族の協力関係を維持する
- (2) 家族が参加できる行事の計画実施
- (3) 家族との連携を密にし、利用者の自立の促進を行う